

第64号議案

春日市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

会計年度任用職員制度の創設等に伴う関係条例の規定の整備に併せ、特別職の職員で常勤のものに係る給与等の支給方法等に関し、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例の一部を改正する条例

春日市特別職の職員で常勤のものとの給与等に関する条例(昭和39年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条中「は、一般職の職員の例による」を「については、春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)第14条の規定を準用する」に改める。

第6条第1項中「(昭和32年条例第12号)」を削る。

第8条中「一般職の職員の例による」を「春日市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第2号)第4条の規定を準用する」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。